

令和8年（フ）第235号

青森市大字築木館字山ノ井20番地、旧住所青森市大字浅虫字内野68番地 1

債務者 刈谷菜乃花

1 決定年月日時 令和8年9月10日午後1時30分

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年11月19日まで
青森地方裁判所民事部破産係

令和8年（フ）第252号

青森市佃2丁目4番29号 ガーデンテラスきらら

債務者 櫛引 進

1 決定年月日時 令和8年9月10日午後1時30分

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年11月19日まで
青森地方裁判所民事部破産係

令和8年（フ）第109号

青森県弘前市大字桔梗野一丁目12番地 1
ド・ミトリマンション7号

債務者 長内 信子

1 決定年月日時 令和8年9月10日午前10時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年11月19日まで
青森地方裁判所弘前支部

令和8年（フ）第77号

山口市小郡東津2丁目3番34号

債務者 中野 涼太

1 決定年月日時 令和8年9月9日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和8年12月4日まで
山口地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止

令和8年（フ）第92号

千葉県東金市南上宿32番地 4 ユーガーデンBー205、前住所千葉県茂原市早野新田83番地 1

破産者 鶴岡 智和

1 決定年月日 令和8年9月3日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉県地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和8年（フ）第24号

千葉県館山市犬石1496番地の153 グループホーム一歩

破産者 亀井 洋子

1 決定年月日 令和8年9月4日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉県地方裁判所館山支部破産係

令和7年（フ）第84号

千葉県旭市椎名内3213番地
破産者 株式会社石橋水産

1 決定年月日 令和8年9月7日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉県地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和7年（フ）第49号

香川県坂出市西庄町1034番地 7

破産者 株式会社未来創建

1 決定年月日 令和8年9月7日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

高松地方裁判所丸亀支部

令和8年（フ）第21号

福岡県久留米市津福本町1077番地12

破産者 株式会社STORM

1 決定年月日 令和8年9月7日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

福岡地方裁判所久留米支部

令和8年（フ）第327号

仙台市青葉区本町一丁目12番2号

破産者 萬代商事株式会社

1 決定年月日 令和8年9月8日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和8年（フ）第12号

千葉県山武市本須賀317番地 4 今関アパートA棟、前住所千葉県山武市白幡2045番地10

破産者 荒井 良明

1 決定年月日 令和8年9月8日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉県地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和8年（フ）第19号

千葉県旭市口234番地 5

破産者 株式会社すてっぷ

1 決定年月日 令和8年9月8日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉県地方裁判所佐原支部

令和8年（フ）第20号

千葉県香取市谷中616番地 2

破産者 上原 大輔

1 決定年月日 令和8年9月8日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉県地方裁判所佐原支部

令和8年（フ）第1014号

東京都青梅市河辺町8丁目2番地の5 エスカイア100河辺第4 206

破産者 藤野 正男

1 決定年月日 令和8年9月8日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第1109号

東京都八王子市諏訪町118番地 9

破産者 諸角 敏江

1 決定年月日 令和8年9月8日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第78号

川崎市麻生区上麻生5丁目35番5号ハイツ柿生204

破産者 株式会社アイライブ

1 決定年月日 令和8年9月8日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和8年（フ）第31号

福井県坂井市春江町針原第31号12番地

破産者 エレメント株式会社

1 決定年月日 令和8年9月8日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

福井地方裁判所民事部破産係

令和7年（フ）第2821号

名古屋市中村区名駅2丁目41番10号 アストラーレ名駅7F

破産者 株式会社SA開発

1 決定年月日 令和8年9月8日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年（フ）第916号

愛知県知多市にしの台1丁目2309番地の18

破産者 合同会社オーツークノ

1 決定年月日 令和8年9月8日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年（フ）第341号

愛知県豊田市沢田町孫右洞437番地 1

破産者 株式会社サクセス

1 決定年月日 令和8年9月8日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

名古屋地方裁判所岡崎支部破産係